

## トリクロロエチレンの排出抑制の取組事例紹介に関する要領

新潟県県民生活・環境部環境対策課  
令和3年2月12日制定

### (目的)

第1条 トリクロロエチレンを使用する事業者（以下「使用事業者」という。）の排出抑制の取組事例を募集し、県のホームページ（以下「ホームページ」という。）で広く紹介することにより、使用事業者の排出抑制の取組を促進し、環境負荷の低減を図ることを目的とする。

### (対象事業者等)

第2条 次のすべての要件を満たす使用事業者とする。

- (1) 新潟県内に事業所（新潟市内の事業所を除く。以下同じ。）を有する者
- (2) 排出抑制の取組により、直近の年度における事業所のトリクロロエチレンの使用量（購入量）又は大気中への排出量を、取組前の年度（平成28年度以降とする。）と比較して20%以上削減した者（生産量の減少に伴う使用量、排出量の減少分は対象外）
- (3) 重大な法令違反等が無い者
- (4) 暴力団又は暴力団経営支配法人等に該当しない者

### (申込み方法)

第3条 取組事例の紹介を希望する使用事業者は事業所ごとに、電子メールで

- (1) の書類を環境対策課長宛に送付し、申し込むものとする。

#### (1) 提出書類

- ア トリクロロエチレンの排出抑制取組事例紹介申込書（別記1号様式）
- イ トリクロロエチレンの排出抑制取組事例（別記2号様式）
- ウ トリクロロエチレンの使用量（購入量）又は大気中への排出量を20%以上削減したことが確認できる資料※

※ 取組前の年度及び直近の年度におけるトリクロロエチレンの使用量（購入量）又は大気中への排出量について、以下の実績報告又は届出をしている者は除く。

- ・新潟県トリクロロエチレン等環境汚染防止対策要綱（平成2年8月10日新潟県告示第2227号）第8条に基づく実績報告
- ・特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成11年法律第86号）第5条に基づく届出

(2) 申込先

新潟県環境局環境対策課

電子メールアドレス：ngt030320@pref.niigata.lg.jp

(取組事例紹介等)

第4条 第3条による申込みがあった場合、必要に応じて環境対策課職員が現地確認をすることとする。

2 環境対策課長は、別記2号様式をホームページへ掲載することにより、取組事例を紹介するものとする。ただし、この要領の目的に沿わず、第2条(1)から(4)に該当せず、又は虚偽の内容であることを確認した場合には、申込みを無効とし、ホームページへの掲載をしないものとする。

(内容の変更)

第5条 使用事業者は、第4条に基づき県がホームページに掲載した別記2号様式の内容を変更する場合は、改めて第3条に基づき申し込むものとする。

(取組事例紹介の中止等)

第6条 使用事業者は、ホームページへの掲載後に第2条(3)又は(4)に該当しなくなったときは、速やかに環境対策課長に申し出るものとする。

2 環境対策課長は、前項の規定に係る申出があったとき、ホームページへの掲載後に第2条(3)若しくは(4)に該当せず、又は虚偽の内容であることを確認したときは、速やかにホームページ掲載による取組事例紹介を中止するものとする。

(募集期間)

第7条 随時募集するものとする。